

京都市告示第 590 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日から平成19年3月31日まで、財団法人京都市駐車場公社を京都市公金受託者とし、京都市出町駐車場の駐車料金の徴収事務を委託します。

平成18年3月31日

京都市長 榊本 頼 兼

(建設局道路部道路維持課)